

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

車種	乗用自動車(ハイブリッド自動車)(コンパクトカー/ハッチバック)
ミッション	A T
台数	1台
燃料	ハイブリッド自動車
乗用定員	5人
ドア数	5枚
車体カラー	ホワイトまたはシルバー
指定文字等	ハママーク&横浜市中福祉保健センター【横一行並び】 ハママークの大きさ：縦8.7cm×横12.2cm 字体：丸ゴシック5cm×5cm 文字の色：濃紺 表示箇所：2か所(車両側面)
装備品(別紙可)	①エアコン ②AM・FMラジオ ③カーナビゲーションシステム ④エアバッグ(運転席・助手席) ⑤ABS ⑥ドライブレコーダー (フロント・リア対応) ⑦パワーステアリング ⑧ABC 消火器 ⑨バックモニター ⑩バックブザー ⑪リアウインドウデフォッガー ⑫リアワイパー ⑬格納式リアシート ⑭ドアバイザー(左右4か所) ⑮パワーウィンドウ(設置可能席全席) ⑯予防安全装備一式 ⑰標準工具 ⑱スタッドレスタイヤ(ホイール付) ⑲パンク応急修理キット ⑳フロアマット ㉑ETCユニット(ビルトインタイプ) (※③や標準装備でカバーできるものは、別途付ける必要なし)
特別装備	拡声装置一式取付(ボンネット内に取付希望) スピーカー、SDレコーダー式アンプ、マイク (※役所の防災スピーカー等として使用します。)
例示車種	メーカー、車名、グレード
	日産 ノート e-power
	トヨタ アクア
	トヨタ ヤリス
ホンダ フィット	
横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針	<input checked="" type="radio"/> 適合 ・ 非該当または不適合でも可(どちらかに○)
その他参考事項	現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 900 km
	ドライバーの状況 : 専任 <input checked="" type="radio"/> 複数人 (どちらかに○)
	九都県市指定低公害車の基準に適合

2	物品納入期限	令和7年5月10日
3	借入期間(本年度分)	令和7年5月1日から令和8年3月31日まで
4	借入月数(本年度分)	11か月
5	予定借入期間 及び最終日	7年間 令和14年4月30日
6	物品保管場所	所在地 横浜市中区山下町207-2 名称 横浜市中区役所 契約駐車場 TEL 045-224-8151

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。

再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注局課

所在地 横浜市中区日本大通35番地

担当者 横浜市中区福祉保健課

TEL : 045-224-8151

FAX : 045-224-8157